

令和6年度第2回鳴門市特別職報酬等審議会 議事概要

1. 会議の開催日時・場所

令和6年10月30日（水）10時30分から12時00分まで
鳴門市役所3階庁議室

2. 出席者

【審査会委員】

益岡会長職務代理、大西委員、富田委員、春木委員、福山委員、松葉委員、矢野委員
（欠席者：松本会長、上地委員、塩津委員）

【事務局】

事務局4名

3. 傍聴者

傍聴者0名

4. 議事の概要

会議次第

1 開会

2 審議

（1）市長、副市長、教育長及び公営企業管理者企業局長の給料、期末手当及び退職手当の額の適否及び適正な額

（2）市議会議員の報酬及び期末手当の額の適否及び適正な額

（3）改正が必要な場合における改定の実施時期

3 閉会

会議資料一覧

- ・ 期末手当に関する人事院等勧告及び本市の改定状況
- ・ 類似団体等の議員数
- ・ 市議会議員活動の状況
- ・ 市の財政状況推移
- ・ 類似団体等の財政状況（令和４年度決算）
- ・ 【参考】平成２５年度特別職報酬等審議会答申

会議経過

- 1 開会
- 2 事務局より資料の説明。
- 3 審議
- 4 その他
次回開催日時は令和６年１１月２７日（水）１５時３０分より行う。
- 5 閉会

主な審議の内容は以下のとおり。

5. 内容

【委員】

将来負担比率が右肩下がりとは言えない状況であるが、これを軽減する方法等について検討はしているのか。

→**事務局**）将来負担比率については、新庁舎やくるくるなると等の建設事業に係る借入に伴い今後上がる見込みであるが、これらの内容については議会において報告したうえで実施している。

【会長職務代理】

この特別職報酬等審議会を今後は定期的に開催するのか。

→**事務局**）今後の開催の頻度についても附帯意見を出していただければそれを尊重する形となる。

【委員】

特別職の報酬等については見直すべきと考える。

【委員】

鳴門市の将来負担比率については今後下がる見込みか。

→**事務局**) 新庁舎やくるくるなると等の建設事業に係る借入に伴い、今後上がる見込みである。将来負担比率については、必ずしも実施した事業に比例して上昇するとはいえず、借入に充当できる基金や国からの補助事業等を活用することにより最終的に市が負担する借入額についても変わってくる。

【委員】

財政力指数には税収だけでなく国からの地方交付税等も含まれるのか。

→**事務局**) 財政力指数については、あらゆる要素を考慮したうえで算定されるものであるが、数値が高いほど財源に余裕があるといえる。

【委員】

この審議会においては、最終的に市長等の期末手当の支給率（2.95 月）の改定の有無について結論を出すのか。

→**事務局**) 今回の資料に基づき、鳴門市の今後の財政状況や他市の支給率との差等を勘案したうえで審議いただきたい。

【委員】

県内 8 市と比較して著しく低い支給率となっている期末手当については見直すべきと考えるが、その他の給料月額や手当については鳴門市の人口規模等を考慮したうえで判断すべきと考える。

→**事務局**) 例えば期末手当の支給率については審議会を経ることなく、国の特別職の報酬等の引上げに準じ推移する仕組みとし、給料月額等については定期的に見直しを実施することも可能である。

【委員】

期末手当の支給率については国の支給率に準ずる仕組みに変更となった場合、条例の改正が必要か。

→**事務局**) 一般職と同様に、支給月を変更する際に条例の改正が必要となる。今回の特別職報酬等審議会において支給率を引き上げる答申が出た場合、それを踏まえて議会に条例改正案を提出する流れになる。

【委員】

条例の改正によって、今回の引き上げと、今後の自動的な支給率の改定の仕組みが整えば、以後特別職報酬等審議会の開催は必要なくなるのでは。

→**事務局**) 期末手当については、審議会を経ることなく自動的に支給率が推移するが、給料月額については特別職報酬等審議会において見直しを行うこととしている自治体が多い。

【委員】

実質公債費比率については、将来負担比率と同様に今後上がる見込みか。

→**事務局**) 借入額に対して収入額に変動があれば調整されるが、基本的には上がる見込みである。

【委員】

期末手当の支給率については他市と同等の基準に引き上げるべきと考える。

【委員】

特別職の報酬等については引き上げるべきと考える。国の支給率改定に伴って自動的に反映させていく仕組みとなったとしても、定期的に見直しの機会を設けるべきと考える。

【事務局】

(事務局より参考資料として平成25年度特別職報酬等審議会答申を配布、内容説明)

【会長職務代理】

今後の特別職報酬等審議会の開催頻度についてこの場で決めておくのはどうか。

→**事務局**) 答申において、開催の頻度について付帯意見を付することができるため、今回の決定を踏まえて答申案に反映させていただく。

【委員】

特別職報酬等審議会を開催した際の会議の回数についても設定すべきと考える。

→**事務局**) 特別職報酬等審議会は、報酬等について審議する場であり、開催するとなれば諮問があり、答申を出す必要があるため、審議の進捗により回数も変わる。

【会長職務代理】

今後の特別職報酬等審議会の開催頻度については3年に1回ほどが適切と考える
がいかがか。

→**その他委員**) 異議なし。

→**事務局**) 3年に1回の開催の旨を答申案に反映させていただく。

【委員】

期末手当の支給率については国の支給率に準ずるという答申となった場合は、鳴門
市の財政状況によることなく国に従って推移することになるのか。

→**事務局**) 特別職報酬等審議会での審議において、支給率を自動的に推移させると
した仕組み自体についても見直すことは可能である。また、財政状況の悪化が見
込まれた際にはその都度特別職報酬等審議会を開催し、見直しを図っていく等の
柔軟な対応も可能であり、必ずしも答申の附帯意見に縛られるというものではな
い。

以上